

鶴ヶ島市告示第161号

鶴ヶ島市認定農業者等経営改善支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年5月28日

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

鶴ヶ島市認定農業者等経営改善支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定又は同法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定（以下これらを「認定」という。）を受け、自ら農業経営の計画的な改善を図ろうとする意欲のある農業経営者に対して補助金を交付することにより、農業用機械及び施設（以下「農業用機械等」という。）への投資を支援し、もって地域農業の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、認定を受けている農業経営者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所の所在地を有する法人であること。
- (2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項前段の規定により農業所得の申告を行い、又は法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定により申告を行っていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 第5条の規定による補助金の交付の申請を行った日（以下「補助金交付申請日」という。）において、年間農業収入の目標が、前年の年間農業収入に30万円を加えた額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上

の額であること。

(5) 認定の有効期間が補助金交付申請日から起算して5年を経過する日までの間に満了する場合、当該有効期間の末日の翌日に新たな農業経営改善計画が認定されることが見込まれること。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けてから前項第4号の規定による年間農業収入の目標の達成が認められるまでの間は、別の農業用機械等に係るこの告示による補助金の交付の申請をすることができない。

(補助対象農業用機械等)

第3条 補助金の交付の対象となる農業用機械等は、補助金交付申請日の属する年度の2月末日までに取得する農業機械等であって、次の各号のいずれかに該当し、取得価格が60万円以上のものとする。

(1) 農産物の生産、収穫、調整、貯蔵又は出荷のための機械

(2) 農産物の栽培、調整、加工又は貯蔵のための施設

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる農業用機械等の取得価格の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 補助金の交付の対象者が、農業用機械等の取得に当たり、鶴ヶ島市農業近代化資金利子補給要綱（平成8年告示第239号）に基づき市が利子補給を行う資金の融資を受ける場合の補助金の額は、前項の規定により算定した額又は取得価格の額から当該融資を受ける額を控除した額のいずれか低い額とする。

3 補助金の交付は、同一の農業用機械等につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の鶴ヶ島市認定農業者等経営改善支援補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 確定申告書の写し

(2) 収支予算書

(3) 見積書の写し

(4) 農業用機械等の製造年、仕様、規格等を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、様式第2号の鶴ヶ島市認定農業者等経営改善支援補助金交付・不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(農業用機械等の取得取下げ)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、農業用機械等の取得を取り下げるときは、速やかに様式第3号の鶴ヶ島市農業用機械等取得取下げ届を市長に提出しなければならない。

(農業用機械等の取得報告)

第8条 交付決定者は、農業用機械等の取得後1か月以内に様式第4号の鶴ヶ島市農業用機械等取得報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 取得した農業用機械等（設置場所を含む。）の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、速やかにその内容を確認し、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号の鶴ヶ島市認定農業者等経営改善支援補助金確定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要に応じて農業用機械等を現地で確認することができる。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに様式第6号の鶴ヶ島市認定農業者等経営改善支援補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助要件の達成状況報告)

第11条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた交付決定者（以下「補助金交付者」という。）は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から第2条第4号に規定する年間農業収入の目標を達成するまでにおいて、毎年2月1日から3月末日までの間に、様式第7号の鶴ヶ島市認定農業者等経営改善達成状況報告書に前年の年間農業収入が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、様式第8号の鶴ヶ島市認定農業者等経営改善達成状況管理簿に必要事項を記載し、補助金交付者ごとに整理するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 計画の認定の有効期間内に第2条各号（第4号を除く。）に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第8条に規定する報告書の提出を行わないとき。
- (3) 第11条第1項に規定する報告書の提出を行わないとき。
- (4) 補助金の交付の対象として取得した農業用機械等を減価償却期間内に処分したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月28日から施行する。